【２】学校の経営

１．学校経営の基本方針

近年の教育を取り巻く環境は、少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ＩＣＴやＡＩの急速な進展などめまぐるしく変化している。こうした時代や社会に対応していくためには、新しい時代を生きるうえで必要な能力・資質を育む教育の実現が急務である。

このような時代をたくましく生き抜くために、充分な知識や技術を身に付け、思考力･判断力･表現力を磨き、主体性を持って多様な人々と協働することができるよう、子ども達の能力や可能性を引き出すとともに、社会人として自立していく力を育むことのできる学校教育が求められている。

枚方市教育委員会では、国・府の動向を踏まえて「枚方市教育振興基本計画」を策定し、教育目標に

「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～」

を掲げている。

『学びあい』という言葉は、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」に必要な基礎的な学力や自ら考える力を主体的・協働的な学習の中で培い、これからの社会の変化に対応できる資質・能力を養う教育をめざすことを示している。

『つながりあい』という言葉は、年齢や立場を超えて協働できるような人と人がつながりあう力を育む教育をめざすことを示している。

そして、『学びあい』『つながりあい』の中で育まれた人間力や他者と協働・共生する力を土台として、子どもから大人まであらゆる世代の人が輝き、これからの社会を生き抜き、未来への可能性を最大限に伸ばす教育を推進することを、『一人ひとりの未来をひらく』という言葉に込めている。

この教育目標を実現するために７つの基本方策に取組む。

《基本方策》

（１）確かな学びと自立を育む教育の充実
（２）豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
（３）教職員の資質と指導力の向上
（４）「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
（５）幼児教育との連携
（６）地域とともにある学校づくりの推進
（７）学びのセーフティネットの構築

この枚方市教育委員会の教育目標及び基本方策を踏まえ、藤阪小学校の「学校経営の全体構想」及び重点目標・重点課題を策定し、その取組を推進する。

２．本校の教育方針及び目標

【めざす子ども像】

明るく元気な子

よく考え行動する子

思いやりのある子

【教育目標】

ふ　深く考える子どもの育成

じ　自分の思いを伝えられる子どもの育成

さ　やさしい思いやりを持つ子どもの育成

か　輝く瞳を持つ子どもの育成

【学校経営方針】

（１）日本国憲法の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、豊かな人間形成をめざす教育を推進する。

（２）一人ひとりの子どもの持っている能力の可能性を最大限に引き出し、学習することの喜びを通し、高い理想をめざして、自主的に充実した生活を営むことのできる児童の育成を図る。

（３）健康で明るく強くたくましい、思いやりの心を持つ子どもの育成に努める。

（４）学校教育自己診断など地域・保護者の声を受け止め、本校の教育課題の解決に向けた取組を進める。

【本年度の重点目標】

新学習指導要領　「生きる力」の理念「育成をめざす資質・能力」の育成

①生きて働く知識・技能の習得

②未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成

③学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の滋養

「人との関わりの中で自分の思いや考えを相手に伝え、相手の思いや考えを理解して、ともに学び合い支え合う子どもの育成」

３．具体的方策

〇学校運営体制について

・責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図るとともに、教職員の

働き方への意識改革を推進する。
・業務改善により教職員が児童と向き合う時間を確保するために、校務の精査や校務支援システムの活用による事務負担軽減等の取組を推進するなど、機能的で調和の取れた学校運営に努める。
・事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進める。
・企画委員会等を中心とした学校運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組む。
・適正な職員会議を運営する。
・「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者から提言や評価を受ける。また、学校評価の結果を公表し、「地域とともにある学校づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深める。併せて、この学校評価を活かし、教育活動等の自立的・継続的改善を行うＰＤＣＡサイクルに基づいた学校経営を推進する。
・評価・育成システムを活用して、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図る。
・情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成･保管･保存の校内体制及びファイリングシステムを確立する。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行う。
・校区の現状や課題に応じて、校区小中学校と連携した指導体制の確立に努める。

〇教職員の服務について
・教職員の服務規律の確立を図る。
・体罰はいかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人一人に周知徹底させる。
・児童に対するセクシャル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、断じて許すことはできない。決して起こすことのないように指導する。
・教職員間のハラスメント等の無い良好な職場環境を維持する。
・職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守させる。また、児童の個人情報を適正に管理する。ＳＮＳ等の利用については、その特性や危険性を理解し、責任と自覚を持って行動する。
・教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進し、勤務時間管理及び健康管理を徹底する。また、メンタルヘルスにも留意し、教職員の労働安全衛生における意識を高める。

〇学習指導
・学習指導要領に則した適正な教育課程を編制し、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成が図れるよう適切に指導する。
・新学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、円滑な実施に向けた準備を進めるとともに、移

行期間中の教育課程について適切に指導する。

・「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の３つの資質・能力の育成のため、「Hirakata 授業スタンダード」を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、研究・実践する。

・学力向上委員会や学年会を活性化し充実させることで、学力向上に向けた取組を組織的に推進する。

・「全国学力・学習状況調査」について、全教員で問題分析、自校採点を行い、児童の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導等に生かせるように取組む。

・授業改善の取組みの成果と課題を公表するとともに、児童、教職員、保護者等が参画して、多様な観点から授業の評価・検証を行う。

・授業改善のための授業研究を中心に、校内研修を組織的・計画的に実施する。

・経験の浅い教職員の指導力の向上のため、ＯＪＴによる実践的な校内研修を実施する。

・児童の発達段階に応じた学習規律を確立し、徹底を図る。

・少人数授業などの指導方法や指導体制について効果検証に努め、その結果を活かして工夫・改善し、きめ細かな指導の充実を図る。

・個に応じた学習を推進するため、授業や放課後学習、家庭学習等、一日の学びの連続性に重きを置いた取組みを進める。その際、「自学自習力支援システム」「力だめしプリント」「学習指導ツール」「反復学習メソッド」等の有効活用を図る。

・「問題解決学習」教授法を取り入れ、児童の思考能力を高める。また、反復学習を効果的に取り入れ、学習に対する自信を高める研究実践に取組む。

・読書活動に取り組む。（朝の読書、社会人活用による読み聞かせ、読書ノート等の活用）

・ICT 機器等を効果的に活用し、児童の「確かな学力」を育成するとともに、情報リテラシーを身につけるよう努める。個人情報の保護等情報モラルの育成にも努める。

・新学習指導要領に示された、第５・６学年の外国語科及び第３・４学年の外国語活動の実施に向け、指導力・実践力の向上に向けた研究に努めるとともに、移行措置の内容を確実に実施する。

・実験・実習や実技指導において生じる恐れのある危険を予測し、事前確認や点検等を徹底することで、児童の安全確保及び安全管理に十分配慮する。

〇生徒指導

・安全・安心な教育環境の充実を図り、児童の豊かな人格形成を行う。また、児童の自己指導力を育成するため、成長を促す指導の推進を図る。

・枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、９年間を見通して、小学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努める。

・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努める。また、アンケート調査を学期に１回実施し、個人面談等による実態把握に努める。事案の発見・

通報等があれば「いじめ防止対策委員会」が中心となり迅速に対応し、いじめの事実の有無の確認や保護者への報告等を行う。

・生起したいじめに対しては事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラー等の専門家との協働に努め、解決が図れるようにする。

・児童の人権感覚が高まるよう取組を進めるとともに、児童会活動等の自主的な活動を支援し、いじめのない学校づくりを推進する。

・体罰の根絶については、日々の実践を再点検し、正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」を活用して教職員全体の共通認識を深める。

・不登校または不登校の兆しのある児童に対しては、早期の学校復帰をめざす取組を進める等、支援に努める。

・児童が主体的に取組む共同的な活動や自己存在感や充実感が感じられるような居場所づくりができるよう努める。

・児童の携帯電話等の学校への持ち込みについては原則禁止とし、携帯電話等の危険性を認識させ、情報モラルを身につけさせる指導に努める。

・学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年１回開催する。

・問題行動が発生した時は、事実関係を正確に把握し、適切な初期対応に努め、ケース会議を実施するなど組織的な対応を行う。

〇進路指導について

・小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、保護者に中学校に関する情報を提供するよう努める。

〇道徳教育

・「道徳科」においては、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れることや言語活動の充実を図るなどの指導方法を工夫して実践するとともに、評価については、児童の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価とする。

・「道徳科」の年間指導計画を全教員の共通理解のもとに作成し、「道徳科」の全面実施を受けて、質の高い多様な指導方法や評価の在り方について組織的・計画的に研究を行う。

・「道徳科」の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に行う。

・「生命の尊重」など不変の価値観に基づき、一人一人の行動を見つめなおすために、保護者、地域の人々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道徳教育を進める。

・新学習指導要領の趣旨や内容等を十分に理解した上で実施できるよう取組む。

・「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールを守る」等、「心の再生」府民運動の趣旨に則した心の育成やあいさつの取組について、「道徳科」やその他の教育活動を通じて推進する。

○特別活動・その他の教育活動

・児童の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築けるよう努める。

・児童が集団や社会の一員としての所属感・役割・責任を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。

・ボランティア活動、自然や動植物と直接触れ合うなどの自然体験活動等を通して豊かな情操を養うよう努め、気付いたことなどを振り返り、まとめ、発表するといった活動を充実させる。

○健康教育について

・令和 3～5 年度の３年間の枚方市体力向上モデル校として、小学校の体育授業において、「年間を通して行うことが可能な主運動につながる予備運動の研究・実践」にあたる。

・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析・活用した体力向上推進計画を作成し、学校の教育活動全体で体力向上の取組を推進する。

・保護者を委員とした学校保健委員会の開催に努め、活用を図りながら、家庭･地域･主治医･学校医･保健医療期間と連携し、児童自らが健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう指導する。

・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努める。特に感染症については、児童に対し、手洗い・うがい・咳エチケット等の感染防止対策を励行し、また正しい知識といじめ等人権に配慮した指導をする。

・学校生活における健康管理に配慮し、とくに熱中症には十分な対策をとる。

・ＡＥＤの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整える。

・アレルギー疾患を持つ児童については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」や「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」とともに「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き」を必要に応じて有効に活用し、安心して学校生活をおくることができるように努める。特にアナフィラキシーショック等については、万一の場合、適切に対応できるよう消防・救急機関との連携も踏まえた体制を整え、事故防止に努める。

・食に関する指導を教育課程に明確に位置づけ、食に関する指導の推進に努める。

○安全について

・学校安全活動について、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制の整備の充実に努める。

・防災計画を必要に応じて見直し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図る。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図る。

・児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。また、校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施する。

・安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備などの異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
・学校施設が第１次避難所･第２次避難所であることを踏まえ、児童の安全確保、安否確認等に支障をきたすことがないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携し、様々な事態を想定した機能的な危機管理体制を確立する。
・保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進する。特に、子どもの安全見守り隊等の地域学校安全ボランティアと連携するなど、登下校時における子どもの安全確保についてきめ細かな対応を行う。
・自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方などのマナーを学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して実施する。また、保護者に対し、家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行う。

〇人権教育について
・人権及び人権課題に関して、世界の状況を踏まえつつ、正しい理解を深め、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を『人権部落問題学習』として総合的に推進する。
・人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。
・共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進する。
・児童の人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象等の未然防止を図ること、特に、障害のある児童の人権を尊重することを基本に、障害者理解を深める教育を系統的に実施する。
・人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応する。
・児童虐待の防止にあたっては、児童や保護者の状況把握に努め、未然防止・早期発見に努める。
・児童虐待への認識を深めるとともに虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや枚方市の子ども総合相談センターへ通告し、教育委員会に報告する。
・ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図るとともに、研修を充実する。

〇支援教育について
・障害のある児童の保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。
・支援学級に在籍及び通級による指導を受ける児童の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用をし、個に応じた指導を充実させる。

・通常の学級に在籍する発達障害のある児童の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用に努め、個に応じた指導を充実させる。
・校内組織体制を整備して、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みを進めるとともに、集団作りの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
・通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある児童への理解を深め、全校的な支援体制を確立する。
・就学前施設及び関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、小中９年間を見通した継続的な指導に努める。

〇研修について
・伝え、受けとる力を育てる国語科の授業づくりの研究に取り組み、児童の考える力、表現する力をさらに育成する。
・経験の浅い教職員の育成に当たっては、日常的なＯＪＴによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えるとともに、併せて、経験の浅い教職員の育成者として、専門性を備えたミドルリーダーの育成にも努める。
・新学習指導要領の趣旨や内容等の理解を図る研究・研修を実施し、教材研究や授業づくり等の授業改善の取組を組織的に進める。
・児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業改善を組織的・計画的に進め、学校全体で研究授業・研修の充実を図る。
・新規採用から５年間、教職経験に応じて、指導力向上を目的とした研修を計画的に行う。
・各種研修に参加し、資質及び指導力の向上を図る。

〇学校･家庭･地域の連携について
・義務教育９年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配布及び活用の啓発や「家庭への７つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信する。
・学校週５日制の趣旨を踏まえつつ、土曜日等における充実した学習機会を提供する方策の一つとして、土曜日等を活用した授業を年３回実施する。
・保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色ある教育活動を展開するため、学校運営に地域住民や保護者等が参画する体制の構築に努める。
・オープンスクールをはじめ自由参観期間を設定するなど、学校の諸活動において、保護者や地域の人々が参加しやすいように工夫する。
・学校の教育計画や学校の抱える課題について、積極的に情報の公表に努め、説明責任を果たす。
・各家庭をはじめＰＴＡや地域諸団体と連携を深める学校体制づくりに努める。また、教職員が、ＰＴＡや地域の諸活動に協力し、交流するよう努める。